

京滋ドクターヘリ導入に向けた体制整備について

平成26年6月28日
広域医療局

1 改正理由

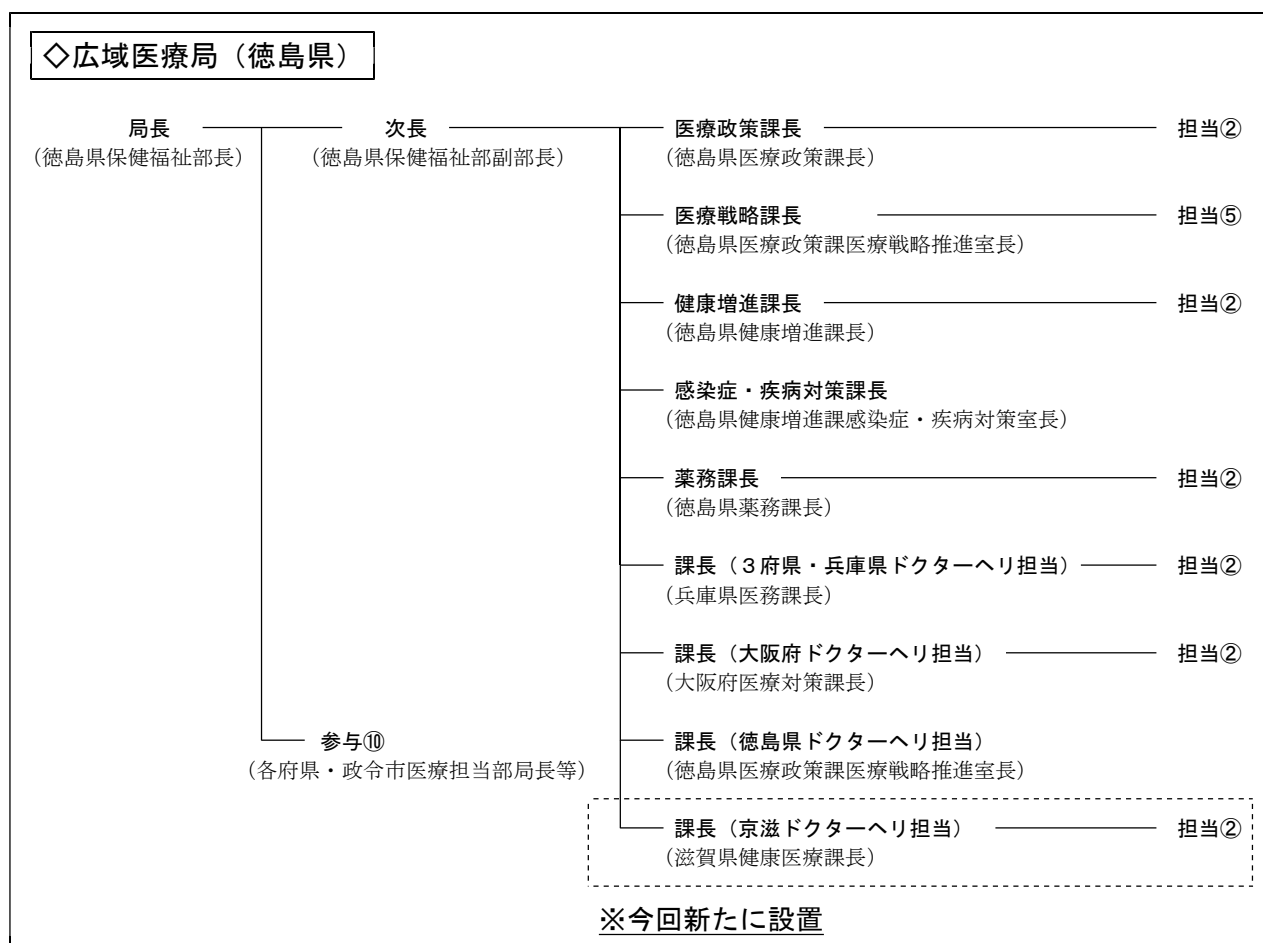
京都府南部と滋賀県全域を運航範囲とするドクターヘリについては、「京滋ドクターヘリ運航準備調整委員会」を開催するなど、平成27年度中の運航開始に向けて準備を進めている。

基地病院となる「済生会滋賀県病院」では、既に「運航責任者」研修を終えたところであり、医師及び看護師の搭乗スタッフの養成研修についても受講が決定する等、人材育成に取り組んでいる。

今後は、「運航手順検討部会」や「住民説明会」などを開催するとともに、運航委託会社の選定やドクターヘリの愛称について公募を行う必要があることから、体制整備により取組みを推進する。

2 組織（案）

広域医療局に、新たに「京滋ドクターヘリ担当課長」（滋賀県健康医療課長を併任発令）を設置する。



3 設置時期

平成26年7月1日（予定）